

令和8年秋の全国交通安全運動実施結果報告
[期間：令和8年9月21日（月）～令和8年9月30日（水）]

事業者名
住 所

1. 期間中に発生した事故件数

重大事故	件	※事故報告規則に該当する事故
軽微事故	件	※社内で事故として処理した重大事故以外の事故

2. 実施状況

実 施 項 目 及 び 実 施 事 項	実施	未実施
1) 安全運行の確保		
①運輸安全マネジメント制度を徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。		
②運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。		
③過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などを行い、長距離運転や夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守等について運行管理を徹底すること。		
④乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底すること。		
⑤運転者に対し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適正診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。		
⑥子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。		
⑦飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。		
⑧覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。		
⑨夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること。		
⑩車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。		
⑪進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。		
⑫トラックにおいては、追突事故の発生が多く、車間距離確保と制限速度遵守等、その防止対策の強化を図ること。		
⑬軽トラックにおいては、適性診断の受診及び安全管理者講習の受講等、安全対策を推進すること。		
⑭事業用自動車事故調査委員会の調査報告書に提言されている再発防止策を推進すること。		
2) 車両の安全確保		
①日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施		
②不正改造の禁止		
3) 全ての座席のシートベルトの正しい着用等の徹底 乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導する。		
4) 広報活動の促進 事業所内等にポスター・垂幕・立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。		
5) その他 県が主催する運動へ参加する。		